

議案第 8 号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

市道路線の廃止及び認定について

市道路線廃止の部

路 線 名	起 終 点 点
市道 30181 号線	広沢町四丁目2388番3地先 広沢町四丁目2389番1地先
市道 50178 号線	相生町二丁目545番2地先 相生町二丁目545番7地先
市道 92102 号線	黒保根町下田沢258番1地先 黒保根町下田沢231番地先

市道路線認定の部

路 線 名	起 終 点 点
市道 10924 号線	堤町一丁目2306番5地先 堤町一丁目2306番8地先
市道 30181 号線	広沢町四丁目2388番3地先 広沢町四丁目2393番3地先
市道 30669 号線	広沢町四丁目2391番10地先 広沢町四丁目2391番9地先
市道 30670 号線	広沢町四丁目2399番12地先 広沢町四丁目2361番16地先
市道 30671 号線	広沢町三丁目4007番1地先 広沢町三丁目4000番1地先
市道 50178 号線	相生町二丁目545番48地先 相生町二丁目545番28地先
市道 50673 号線	相生町一丁目266番4地先 相生町一丁目266番8地先
市道 50674 号線	相生町一丁目266番10地先 相生町一丁目266番10地先
市道 50675 号線	相生町一丁目612番4地先 相生町一丁目612番6地先
市道 50676 号線	相生町二丁目19番9地先 相生町二丁目19番11地先

路 線 名	起 点 終 点
市道 50677 号線	相生町二丁目964番9地先 相生町二丁目951番183地先
市道 50678 号線	相生町二丁目951番183地先 相生町二丁目950番18地先
市道 50679 号線	相生町二丁目928番45地先 相生町二丁目928番114地先
市道 50680 号線	相生町三丁目377番4地先 相生町三丁目356番7地先
市道 50681 号線	相生町四丁目30番5地先 相生町四丁目30番19地先
市道 50682 号線	相生町五丁目411番24地先 相生町五丁目411番40地先
市道 60496 号線	川内町三丁目129番5地先 川内町三丁目129番2地先
市道 70291 号線	菱町五丁目275番3地先 菱町五丁目276番6地先
市道 82224 号線	新里町新川3974番4地先 新里町新川3974番5地先
市道 82225 号線	新里町新川1071番3地先 新里町新川1071番1地先

路 線 名	起 終 点 点
市道 8 2 2 2 6 号線	新里町新川 3 7 5 8 番 9 地先 新里町新川 3 7 5 8 番 1 1 地先

議 案 説 明

議案第 8 号 市道路線の廃止及び認定について

道路の新設改良、寄附受入れ及び開発行為に伴う帰属等のため、道路法の規定に基づき、市道路線を廃止し、及び認定しようとするものです。